

# 「大船渡市議会基本条例」及び 一般会計補正予算を 全会一致で可決

議案 26 件及び発議案 2 件を可決、  
請願 1 件を採択



平成 28 年第 4 回定例会は 12 月 9 日から 12 月 20 日までの 12 日間の会期で開かれました。議案は、条例改正や一般会計・各特別会計補正予算等 26 件、市議会基本条例を含む発議案 2 件が可決され、また、各常任委員会に審査付託されていた請願 2 件のうち 1 件が賛成多数により採択されました。補正後の本年度の一般会計予算の総額は 59 億 8570 万円となりました。

## 主な議案

○大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について

地域再生法に基づく地方活力向上地域内における認定事業者による新施設等について、固定資産税

の不均一課税を行うおとするもの。

○大船渡市防災センター設置条例について

市民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における災害対策活動の拠点とするため、大船渡市防災センターの設置に、必要な事項を定めようとするもの。

・設置位置：盛町字下館下 35 番地 1  
・条例施行日：平成 29 年 4 月 1 日  
○大船渡市立小学校設置に関する条例の一部改正について

東日本大震災により被災した赤崎小学校の移転整備に伴い、赤崎小学校の位置を変更するほか、赤崎小学校及び蛸ノ浦小学校の統合等に関し、所要の規定の整備をしようとするもの。

・変更位置：赤崎町字山口 8 番地 4  
・条例施行日：平成 29 年 4 月 1 日

○大船渡市立中学校設置に関する条例の一部改正について

東日本大震災により被災した赤崎中学校の移転整備に伴い、赤崎中学校の位置を変更するほか、所要の規定の整備をしようとするもの。

・変更位置：赤崎町字山口 107 番地 1  
・条例施行日：平成 29 年 4 月 1 日  
○大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの。

・施設の名称  
：大船渡市防災コミュニティセンター（清水地域防災コミュニティセンター）  
・指定管理者：清水公民館

・指定の期間：平成 29 年 1 月 27 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

○平成 28 年度大船渡市一般会計補正

予算（第 3 号）を定めることについて

赤崎中学校移転事業をはじめとした復旧・復興に関する経費、前年度繰越金の確定による財政調整基金積立金などの補正、防災集団移転促進事業などに伴う債務負担行為の追加及び変更を行うもの。補正予算の規模は 58 億 9260 万円。

### ▼主な内容

- ・東日本大震災復興交付金基金積立金  
：38 億 8326 万円
- ・財政調整基金積立金  
：12 億 1332 万円
- ・産地パワーアップ事業  
：4 億 3650 万円
- ・防災集団移転促進事業  
：△1 億 1088 万円
- ・赤崎中学校移転事業  
：2 億 2880 万円

## 平成28年度一般会計等補正予算一覧表

会 計 名	補正予算額	予算総額
一般会計	59億990万円	594億8,570万円
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	△95万円	1,227万6千円
介護保険特別会計（保険事業勘定）	565万2千円	43億2,084万4千円
簡易水道事業特別会計	968万9千円	3億4,743万円
漁業集落排水事業特別会計	財源振替	6億7,639万2千円
後期高齢者医療特別会計	435万4千円	4億1,921万4千円
公共下水道事業特別会計	851万9千円	23億7,256万8千円
国民健康保険特別会計（事業勘定）	△2,237万6千円	57億5,400万9千円
国民健康保険特別会計（診療施設勘定）	△991万6千円	3億1,365万5千円

○平成28年度大船渡市一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

県の例に準じた給与の改正等に伴う人件費の調整について補正を行うもの。補正予算の規模は1730万円。

▼主な内容

・県の例に準じた給与の改正に伴う調整額 2525万円

### 請 願

○請願第2号（不採択）

「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願」

教育福祉常任委員会に付託され審査が行われた。委員会では「年金の隔月支給を毎月支給に改めることや年金支給開始年齢を現行以上に引き上げないことには賛同できる。」「マクロ経済スライドや年金積立金の株式運用は、財源を確保する観点や、これからの少子高齢化社会の中、年金制度を維持していくための方策であり、年金制度を信頼できるものにするために必要な取組なので、一概に廃止はできない。」などの意見が出された。委員会及び本会議において採決が行われた結果、賛成少数により「不採択」となった。

○請願第3号（採択）

「農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願」

産業建設常任委員会に付託され審査が行われた。委員会では「請願書には、JA全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や信用事業を含むJAを3年後を目途に半減させる等一方的な内容になっていないと記載されているが、農林水産業・地域の活力創生本部の決定があり、そのような事項は盛り込まれておらず、請願者の意を汲んだ形になっている。」「政府の方針は決定しているかもしれないが、地方の農協も集中的に自己改革に取り組んでおり請願の内容に賛成できる。」などの意見が出された。委員会及び本会議において採決が行われた結果、賛成多数により「採択」となった。

### 発 議 案

○発議案第3号

「大船渡市議会基本条例について」

市議会基本条例は議会の活動理念、議員の責務及び活動原則などの議会の基本事項を定めたもので、議会基本条例策定特別委員会の発議により提案さ

れ、全会一致で可決し施行された。（詳細は14〜18ページ参照）

○発議案第4号

「農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書について」

①農協改革については自己改革に取り組んでいる実態に鑑み協同組合としての自主性を損なうような介入は行わないこと、②指定生乳生産者団体制度は生乳の特性をふまえて酪農家が営々と努力を積み重ね創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすることを内容とした意見書を衆参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣に提出する議員発議案が提案され、賛成多数により可決された。

